

選挙特集号



7月10日(日)は 参議院議員通常選挙の投票日です。 投票時間 午前7時から午後6時まで

■国政の代表者を選ぶ大切な選挙です！

投票は、住民が政治に参加できる権利です。候補者のマニフェスト(選挙公報に記載)などを参考に、あなたの大切な一票を無駄にせず必ず投票しましょう。また、公職選挙法の改正により、選挙権年齢がこれまでの満20歳以上から満18歳以上に引き下げられておりまます。若い世代が政治に関心をもち、積極的に政治へ参加することが期待されています。

■選挙公報は新聞折込みでお届けします！

新聞を購読されていない方は、町役場、桂支所、七会町民センター、コミュニティセンター城里、各保健福祉センター、各公民館、ホロルの湯、道の駅かつら、物産センター山桜、エコス城里店に備え付けてありますのでお持ちください。

なお、郵送を希望される方は、事前に町選挙管理委員会へご連絡ください。

■投票のできる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件をすべて満たしている方です。

- ① 登録の基準日となる、6月21日現在で城里町の区域内に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民
(年齢要件は、選挙の期日が基準となることから、平成16年7月11日以前出生の方)
- ② 登録の基準日となる、6月21日まで引き続き3ヶ月以上城里町の住民基本台帳に登録されている方
(令和4年3月21日までに城里町において住民票が作成された方又は転入届出をした方)
- ③ 公職選挙法に定められた欠格事項に該当しない方

■投票にあたってのご注意！

今回の選挙で投票する際には、次のことにご注意ください。

- ◎投票時間 午前7時から午後6時まで
- ◎投票場所 町内13ヶ所(裏面に各投票所の場所が掲載されています。)
※投票日(7月10日)は、入場整理券に記載した投票所以外では投票することができませんので、よく確かめてからお出かけください。
- ◎持参物 入場整理券
※入場整理券を紛失された方は、投票所の受付で身分証明書等を提示の上、紛失したことをお話いただければ投票することができます。
- ◎投票方法 投票は、『茨城県選挙区選出議員選挙』、『比例代表選出議員選挙』の2種類です。
・茨城県選挙区選出議員選挙の投票用紙には、候補者の氏名を書いて投票してください。
・比例代表選出議員選挙の投票用紙には、参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を書いて投票してください。
- ◎コロナ対策 投票所対策(出入口に消毒液を配備、記載台等の定期的な消毒、パーテーションの配備、マスク等の着用)を行い、皆様が安全に投票できるよう対策を実施しますので、投票の際は、マスクの着用や出入口等での消毒にご協力ください。また、熱がある方や濃厚接触者の方は、入場前に係員にお声かけください。

■期日前投票をご利用ください！ 入場整理券は、必ず持参してください。

投票日当日、仕事や外出などの理由で投票できない方は、下表をご確認の上、期日前投票をご利用ください。なお、期日前投票所の場所によって、期日前投票ができる期間が異なりますので、よく確かめてからお出かけください。

- ◎投票の手続 基本的な手続きは、投票日に投票できない理由を宣誓書(※)に記入し提出していただくこと以外、投票日の投票所における手続きと同じです。
※期日前投票の際に必要な宣誓書が、入場整理券の裏面に印刷されておりますので、事前に必要事項を記入のうえ期日前投票所にお越しください。

期日前投票所	期日前投票期間	期日前投票時間
第1期日前投票所 コミュニティセンター城里	6月23日(木)～7月9日(土)	午前8時30分～午後8時
第2期日前投票所 桂図書館	7月2日(土)～7月9日(土)	
第3期日前投票所 七会町民センター		

◎期日前投票期間中又は投票日に誕生日(満18歳)を迎える方は、不在者投票を利用しましょう。

満18歳を迎えると選挙権を有しないことから、誕生日前に期日前投票はできませんが、町選挙管理委員会において不在者投票をすることができますので、町選挙管理委員会までお越しください。

不在者投票の場所	不在者投票期間	不在者投票時間
町選挙管理委員会(役場本庁舎 総務課内)	6月23日(木)～7月9日(土)	午前8時30分～午後8時

■投票は、次の方法でも行なうことができます!!

◎病院や施設などに入院・入所している方

県選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院や入所している方で、投票日に指定された投票所へ行くことができない場合は、その病院や施設で不在者投票することができます。病院や施設の方にお問い合わせください。(裏面へ)

明日を見つめて投票しよう

◎他の市区町村に滞在している方

仕事や学業などで他の市区町村に滞在中のときは、その滞在先の市区町村で不在者投票をすることができます。この場合、あらかじめ投票用紙を取り寄せる手続きが必要となりますので、お早めに町選挙管理委員会にお問い合わせください。

◎自分で投票用紙に記入できない方

身体の故障などの理由によりご自分で文字を書くことができない方は、代理投票ができますので、投票所にお越しいただき係員にお申し出ください。

◎郵便による不在者投票ができる方

身体に重度の障害があり、身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っているか、または介護保険の被保険者証を交付されている方で、下表の条件に該当する方は、「郵便投票証明書」の交付を受ければ自宅で投票することができます。詳しくは町選挙管理委員会にお問い合わせください。

手帳などの種類	障害の程度(条件)	郵便投票証明書の有効期限
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能障害	交付の日から7年
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	
	免疫、肝臓の障害	
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	介護状態区分	交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日

◎新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。詳しくは町選挙管理委員会にお問い合わせください。

■開票の参観制限について 参観人は、15人までです。

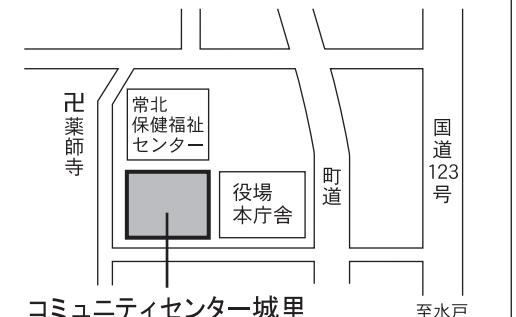
開票参観人の受付は、投票日の午後7時20分からコミュニティセンター城里ロビーで行い、開票は午後8時から研修室で行います。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、参観人の入場を制限し、到着順に入場していただきますのでご承知願います。

投票所一覧

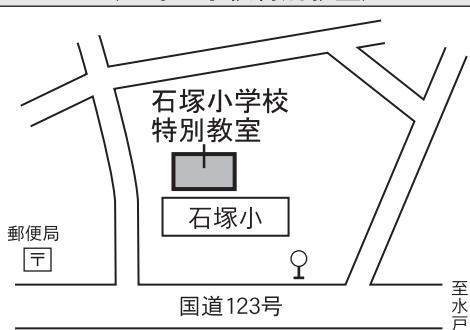
第1投票区 コミュニティセンター城里
第2投票区 石塚小学校特別教室
第3投票区 那珂西二区農村集落センター
第4投票区 旧小松小学校体育館
第5投票区 上青山公民館
第6投票区 下古内第一区集落センター

第7投票区 ケアステーション城里 地域交流館
第8投票区 北方営農研修センター
第9投票区 岩船地区公民館
第10投票区 阿波山集落センター
第11投票区 沢山小学校特別教室
第12投票区 七会町民センター
第13投票区 塩子新農村集落センター

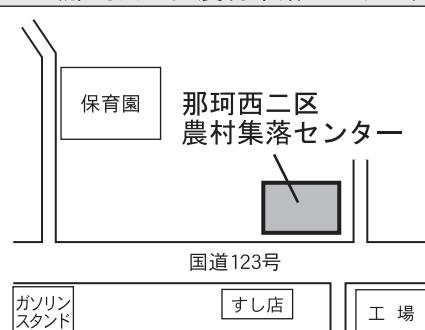
【第1投票区】 (コミュニティセンター城里)



【第2投票区】 (石塚小学校特別教室)



【第3投票区】 (那珂西二区農村集落センター)



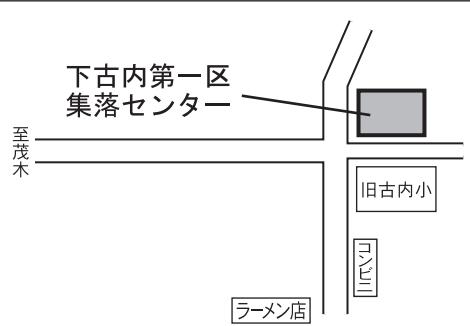
【第4投票区】 (旧小松小学校体育館)



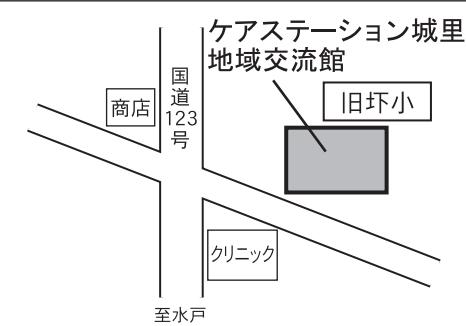
【第5投票区】 (上青山公民館)



【第6投票区】 (下古内第一区集落センター)



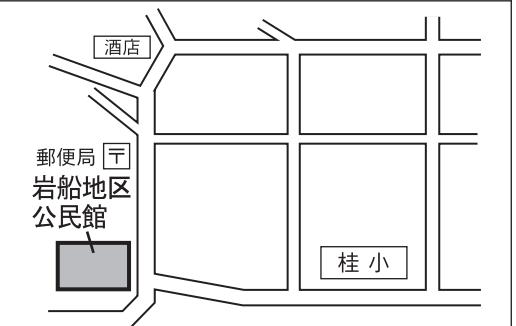
【第7投票区】 (ケアステーション城里 地域交流館)



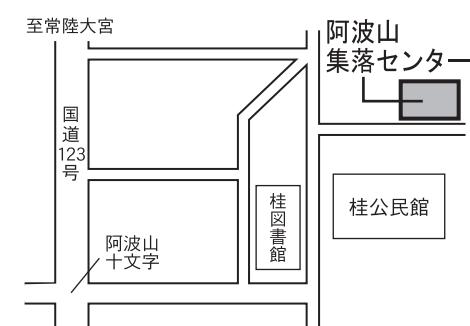
【第8投票区】 (北方営農研修センター)



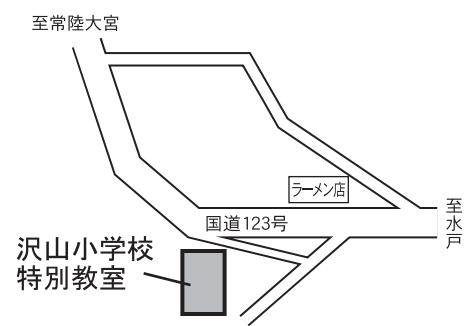
【第9投票区】 (岩船地区公民館)



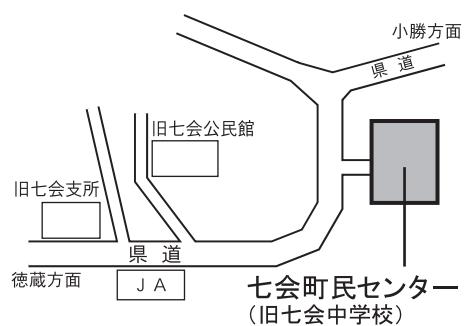
【第10投票区】 (阿波山集落センター)



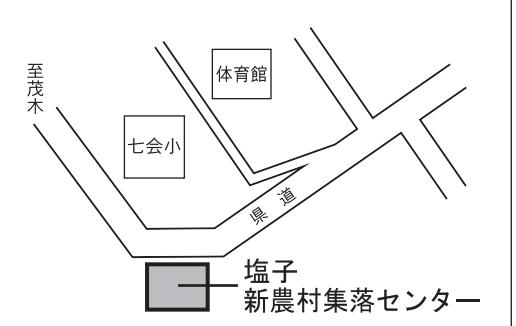
【第11投票区】 (沢山小学校特別教室)



【第12投票区】 (七会町民センター)



【第13投票区】 (塩子新農村集落センター)



町選挙管理委員会では、町のホームページで選挙の概要や各投票所の場所を示す地図を掲載しています。

また、投票日は、投票状況や開票状況を町のホームページでお知らせしていく予定です。

詳しくは、ホームページをご覧ください。<https://www.town.shirosato.lg.jp/>

お問合せ先 城里町選挙管理委員会(城里町役場総務課内) TEL 029-288-3111

明日を見つめて投票しよう